

**香川県条例第28号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～588 略				1～588 略			
589 教育職員 免許状の授与 又は交付の証 明書交付手数 料	略			589 教育職員 免許状の授与 又は交付の証 明書交付手数 料	略		
				<u>589の2 教育 職員免許状有 効期間更新申 請手数料</u>		<u>1件</u>	<u>3,300円</u>
				<u>589の3 教育 職員免許状有 効期間延長申 請手数料</u>		<u>1件</u>	<u>1,700円</u>
				<u>589の4 教育 職員免許状更 新講習修了確</u>		<u>1件</u>	<u>3,300円</u>

	<u>認申請手数料</u>		
	<u>589の5 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請手数料</u>	<u>1件</u>	<u>3,300円</u>
	<u>589の6 教育職員免許状更新講習修了確認期限延期申請手数料</u>	<u>1件</u>	<u>1,700円</u>
	<u>589の7 教育職員免許状更新講習免除申請手数料</u>	<u>1件</u>	<u>3,300円</u>
	<u>589の8 証明書再交付手数料</u>	<u>1件</u>	<u>1,100円</u>
	<u>有効期間更新、有効期間延長、更新講習修了確認、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認、修了確認期限延期又は免許状更新</u>		

590 中学校入学選考手数料	略
591~598	略

備考  
略

	講習免除に係る 証明書		
590 中学校入学選考手数料	略		
591~598	略		

備考  
略

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。